⑼　口腔機能維持管理体制加算　30単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合に、１月につき所定単位数を加算する。

⑽　口腔機能維持管理加算　110単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月４回以上行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

⑾　療養食加算　23単位

注　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ　食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ　入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ　食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

⑿　在宅復帰支援機能加算　10単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、１日につき所定単位数を加算する。

イ　入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ　入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

⒀　特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

⒁　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　12単位

㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位

㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

⒂　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⒁までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　㈠により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈠により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○農林水産省告示第四百七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第１項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年三月十一日

農林水産大臣　林　芳正

Ⅰ　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

１　品種登録の番号　第23241号
２　品種登録の年月日　平成26年３月12日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類　Angelonia Bonpl.
４　登録品種の名称　DANLON10
５　育成者権の存続期間　25年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　Danziger Dan Flower Farm
　Moshav Mishmar Hashiva, 50297, Israel
７　出願公表の年月日　平成24年４月23日

１　品種登録の番号　第23242号
２　品種登録の年月日　平成26年３月12日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類　Angelonia Bonpl.
４　登録品種の名称　BALARCINK
５　育成者権の存続期間　25年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
　山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４
７　出願公表の年月日　平成24年10月23日

１　品種登録の番号　第23243号
２　品種登録の年月日　平成26年３月12日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類　Angelonia Bonpl.
４　登録品種の名称　BALARCPUR
５　育成者権の存続期間　25年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
　山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４
７　出願公表の年月日　平成24年10月23日

１　品種登録の番号　第23244号
２　品種登録の年月日　平成26年３月12日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類　Angelonia Bonpl.
４　登録品種の名称　BALARCWITE
５　育成者権の存続期間　25年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
　山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４
７　出願公表の年月日　平成24年10月23日

１　品種登録の番号　第23245号
２　品種登録の年月日　平成26年３月12日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類　Bidens L.
４　登録品種の名称　ミライスト
５　育成者権の存続期間　25年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　大下秀幸
　岐阜県高山市下林町1855番地
７　出願公表の年月日　平成24年３月16日

１　品種登録の番号　第23246号
２　品種登録の年月日　平成26年３月12日
３　登録品種の属する農林水産植物の種類　Bidens L.
４　登録品種の名称　アヤカシア
５　育成者権の存続期間　25年
６　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
　大下秀幸
　岐阜県高山市下林町1855番地
７　出願公表の年月日　平成24年３月16日